医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会のIF記載要領2013に準拠して作成

選択的セロトニン再取り込み阻害剤

セルトラリン錠25mg「サワイ」 セルトラリン錠50mg「サワイ」 セルトラリン錠100mg「サワイ」

SERTRALINE

セルトラリン塩酸塩錠

割の規制区分	錠25mg:フィルムコーティング錠 錠50mg:割線入りフィルムコーティング錠 錠100mg:割線入りフィルムコーティング錠 劇薬、処方箋医薬品** ※注意-医師等の処方箋により使用すること 錠25mg:1錠中セルトラリン塩酸塩28mg(セルトラリンとして25mg)含有
規格・含量	錠50mg: 1 錠中セルトラリン塩酸塩56mg(セルトラリンとして50mg)含有 錠100mg: 1 錠中セルトラリン塩酸塩112mg(セルトラリンとして100mg) 含有
一 般 名	和名:セルトラリン塩酸塩 洋名:Sertraline Hydrochloride
製造販売承認年月日 薬 価 基 準 収 載 ・ 発 売 年 月 日	製造販売承認年月日:2015年8月17日(錠25mg/錠50mg) 2016年2月15日(錠100mg) 薬価基準収載年月日:2015年12月11日(錠25mg/錠50mg) 2016年6月17日(錠100mg) 発売年月日:2015年12月11日(錠25mg/錠50mg) 2016年6月17日(錠100mg)
開発・製造販売(輸入)・ 提携・販売会社名	製造販売元:沢井製薬株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	沢井製薬株式会社 医薬品情報センター TEL:0120-381-999、FAX:06-6394-7355 医療関係者向け総合情報サイト:https://med.sawai.co.jp/

本IFは2020年6月改訂の添付文書の記載に基づき改訂した。

最新の添付文書情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページhttps://www.pmda.go.jp/にてご確認ください。

IF利用の手引きの概要 —日本病院薬剤師会—

1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書(以下、添付文書と略す)がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑を して情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リ ストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和63年に日本病院薬剤師会(以下、日病薬と略す)学術第2小委員会が「医薬品インタビューフォーム」(以下、IFと略す)の位置付け並びにIF記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成10年9月に日病薬学術第3小委員会においてIF記載要領の改訂が行われた。

更に10年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、 双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成20年9月に日病薬医薬情報 委員会においてIF記載要領2008が策定された。

IF記載要領2008では、IFを紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF等の電磁的データとして提供すること(e-IF)が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版のe-IFが提供されることとなった。

最新版のe-IFは、(独)医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ (http://www.info.pmda.go.jp/)から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-IFを掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせてe-IFの情報を検討する組織を設置して、個々のIFが添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008年より年4回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、IF記載要領の一部改訂を行いIF記載要領2013として公表する運びとなった。

2. IFとは

IFは「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び 薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等はIFの記載事項とはならない。言い換えると、製 薬企業から提供されたIFは、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完を するものという認識を持つことを前提としている。

[IFの様式]

①規格はA4版、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体(図表は除く)で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。

- ②IF記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「IF利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2頁にまとめる。

[IFの作成]

- ①IFは原則として製剤の投与経路別(内用剤、注射剤、外用剤)に作成される。
- ②IFに記載する項目及び配列は日病薬が策定したIF記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとのIFの主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ 医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領2013」(以下、「IF記載要領2013」と略す)により作成されたIFは、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体(PDF)から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

[IFの発行]

- ①「IF記載要領2013」は、平成25年10月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「IF記載要領2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果(臨床再評価)が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合にはIFが改訂される。

3. IFの利用にあたって

「IF記載要領2013」においては、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。 情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のIFについては、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページ に掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、IFの原 点を踏まえ、医療現場に不足している情報やIF作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、IFの利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、IFが改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、IFの使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることがあり、その取扱いには十分留意すべきである。

4. 利用に際しての留意点

IFを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。IFは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、IFがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013年4月改訂)

目次

I. 概要に関する項目1	Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目 23
1. 開発の経緯1	1. 警告内容とその理由23
2. 製品の治療学的・製剤学的特性1	2. 禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む) 23
	3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその
	理由23
Ⅱ. 名称に関する項目2	4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその
1. 販売名2	理由
2. 一般名2	5. 慎重投与内容とその理由
3. 構造式又は示性式2	
4. 分子式及び分子量2	6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法 24
5. 化学名(命名法)3	7. 相互作用
6. 慣用名、別名、略号、記号番号3	8. 副作用
7. CAS登録番号	9. 高齢者への投与28
oli	10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与28
	11. 小児等への投与29
Ⅲ. 有効成分に関する項目4	12. 臨床検査結果に及ぼす影響29
1. 物理化学的性質4	13. 過量投与 29
2. 有効成分の各種条件下における安定性 4	14. 適用上の注意29
3. 有効成分の確認試験法4	15. その他の注意30
4. 有効成分の定量法4	16. その他30
10,000	- · <u>-</u>
Med Life and American	
IV. 製剤に関する項目5	IX. 非臨床試験に関する項目31
1. 剤形5	1. 薬理試験31
2. 製剤の組成5	2. 毒性試験31
3. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意6	
4. 製剤の各種条件下における安定性6	X. 管理的事項に関する項目32
5. 調製法及び溶解後の安定性9	1. 規制区分
6. 他剤との配合変化(物理化学的変化)9	
7. 溶出性10	2. 有効期間又は使用期限
8. 生物学的試験法14	3. 貯法・保存条件
9. 製剤中の有効成分の確認試験法14	4. 薬剤取扱い上の注意点32
10. 製剤中の有効成分の定量法14	5. 承認条件等
11. 力価14	6. 包装 33
12. 混入する可能性のある夾雑物	7. 容器の材質33
13. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関す	8. 同一成分・同効薬34
13. 任息が必要な存储・外戦が何がな存储に関する情報14	9. 国際誕生年月日34
	10. 製造販売承認年月日及び承認番号34
14. その他14	11. 薬価基準収載年月日34
	12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等
V. 治療に関する項目15	の年月日及びその内容34
1. 効能又は効果15	13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその
2. 用法及び用量15	内容34
3. 臨床成績	14. 再審査期間
O	15. 投薬期間制限医薬品に関する情報34
	16. 各種コード
VI. 薬効薬理に関する項目17	17. 保険給付上の注意
1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群17	11. 体映和竹上の住息 33
2. 薬理作用17	
	XI. 文献 36
TML 電配子(が)~月月上フで日	1. 引用文献36
WI. 薬物動態に関する項目	2. その他の参考文献
1. 血中濃度の推移・測定法	
2. 薬物速度論的パラメータ20	to taxto to
3. 吸収21	XII. 参考資料 37
4. 分布21	1. 主な外国での発売状況37
5. 代謝22	2. 海外における臨床支援情報37
6. 排泄22	
7. トランスポーターに関する情報22	XIII. 備考 37
8. 透析等による除去率22	
	その他の関連資料37

I. 概要に関する項目

セルトラリン錠25mg/錠50mg/錠100mg「サワイ」は、セルトラリン塩酸塩を含有する選択的セロトニン再取り込み阻害剤である。

セルトラリン塩酸塩は、脳内セロトニン神経に存在するセロトニン再取り込み機構を強力かつ 選択的に阻害する薬物であり、脳内のシナプス間隙におけるセロトニン濃度を高めて持続的に セロトニン神経伝達を亢進するものと考えられる。¹⁾

本剤は、後発医薬品として下記通知に基づき、製造方法並びに規格及び試験方法を設定、安定性試験、生物学的同等性試験を実施し、承認を得て上市に至った。

	錠25mg/錠50mg	錠100mg
承認申請に際し 準拠した通知名	平成17年3月31日 薬食発第0331015号(平成21年3月4日 薬食発第0304004号により一部改正)	平成26年11月21日 薬食 発1121第2号
承 認	2015年8月	2016年2月
上市	2015年12月	2016年6月

セルトラリン錠25mg/錠50mg「サワイ」は2015年12月に、セルトラリン錠100mg「サワイ」は2016年5月に「外傷後ストレス障害」の効能・効果が追加承認された。(\mathbf{X} . -12. 参照)

- 1)錠剤本体に成分名及び含量を両面印字している。
- 2) 個装箱の一部を切り離し、使用期限の管理及び調剤棚のラベルとして使用できる。
- 3) 脳内セロトニン神経に存在するセロトニン再取り込み機構を強力かつ選択的に阻害する。1)
- 4) うつ病に対しての再燃抑制効果が示された抗うつ薬である。2)
- 5) CYPに対する影響が少ない。²⁾
- 6) 重大な副作用として、セロトニン症候群、悪性症候群、痙攣、昏睡、肝機能障害、抗利尿 ホルモン不適合分泌症候群(SIADH)、中毒性表皮壊死融解症(Toxic Epidermal Necrolysis: TEN)、皮膚粘膜眼症候群(Stevens-Johnson症候群)、アナフィラキシー、

QT延長、心室頻拍(torsades de pointesを含む)が報告されている(頻度不明)。

Ⅱ. 名称に関する項目

1)和名

セルトラリン錠25mg「サワイ」 セルトラリン錠50mg「サワイ」 セルトラリン錠100mg「サワイ」

2) 洋名

SERTRALINE

3) 名称の由来

通知「平成17年9月22日 薬食審査発第0922001号」に基づき命名した。

1)和名(命名法)

セルトラリン塩酸塩(JAN)

2) 洋名(命名法)

Sertraline (JAN) Sertraline (INN)

3) ステム

-traline:セロトニン再取り込み阻害薬

分子式: C₁₇H₁₇Cl₂N·HCl

分子量:342.69

5.	化学名(命名法) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(+)- $(1S, 4S)$ - 4 - $(3, 4$ -Dichlorophenyl)- $1, 2, 3, 4$ -tetrahydro- N -methyl- 1 -
	naphthylamine monohydrochloride(IUPAC)
6.	慣用名、別名、略号、記号番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	特になし
_	CAS登録番号····································
/.	UAS 登球奋号····································
	79559-97-0 [Sertraline Hydrochloride]
	79617-96-2 [Sertraline]

Ⅲ. 有効成分に関する項目

1.	物理化学的性質 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1) 外観・性状
	白色の結晶性の粉末である。
	2)溶解性
	メタノールにやや溶けやすく、エタノール(99.5)にやや溶けにくく、水に溶けにくい。
	3) 吸湿性
	水分:0.3%以下(2g、容量滴定法、直接滴定)
	4)融点(分解点)、沸点、凝固点
	該当資料なし
	5)酸塩基解離定数
	pKa: 8.9 ²⁾
	6) 分配係数
	700(1-オクタノール/水系、pH7) ²⁾
	7) その他の主な示性値
	旋光度[α] _D ²⁵ : +38.8~+41.2°(脱水物に換算したもの0.25g、1 mol/L塩酸試液のメタノール
	溶液(1→20)、25mL、100mm)
^	. 有効成分の各種条件下における安定性····································
۷.	該当資料なし
3.	- 有効成分の確認試験法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1)赤外吸収スペクトル測定法
	2)塩化物の定性反応
4.	. 有効成分の定量法····································
	液体クロマトグラフィー

IV. 製剤に関する項目

1) 剤形の区別、外観及び性状

	1-17				
品 名	剤 形	表 (直径mm)	裏 (重量mg)	側面 (厚さmm)	性状
セルトラリン錠 25mg「サワイ」	フィルム コーティング錠	25 SW 8. 5×4. 2	を を を を を を を を を を を を を を	2. 5	白 色
セルトラリン錠 50mg「サワイ」	割線入り フィルムコーティ ング錠	SW 12/1-7/12 50 7.2	(を)ルトラン 50 約155	3.5	白 色
セルトラリン錠 100mg「サワイ」	割線入り フィルムコーティ ング錠	100 sw 12.6×6.4	ゼルトラリン 100 SW 約310	4.6	白 色

2) 製剤の物性

製剤均一性:日局一般試験法 製剤均一性試験法の項により含量均一性試験を行うとき、規格に適合する。

溶出性:日局一般試験法 溶出試験法(パドル法)の項により試験を行うとき、規格に適合する。

3) 識別コード

●セルトラリン錠25mg「サワイ」: セルトラリン 25 SW

●セルトラリン錠50mg「サワイ」: SW セルトラリン 50

●セルトラリン錠100mg「サワイ」: セルトラリン 100 SW

4) pH、浸透圧比、粘度、比重、無菌の旨及び安定なpH域等

該当資料なし

- 1) 有効成分(活性成分) の含量
 - ●セルトラリン錠25mg「サワイ」

1錠中にセルトラリン塩酸塩28mg(セルトラリンとして25mg)を含有する。

- ●セルトラリン錠50mg「サワイ」
 - 1錠中にセルトラリン塩酸塩56mg(セルトラリンとして50mg)を含有する。
- ●セルトラリン錠100mg「サワイ」

1錠中にセルトラリン塩酸塩112mg(セルトラリンとして100mg)を含有する。

Ⅳ. 製剤に関する項目

2)添加物

●セルトラリン錠25mg「サワイ」

添加物として、カルナウバロウ、結晶セルロース、酸化チタン、ステアリン酸Mg、デンプングリコール酸Na、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒプロメロース、マクロゴール6000、リン酸水素Caを含有する。

●セルトラリン錠50mg「サワイ」

添加物として、カルナウバロウ、結晶セルロース、酸化チタン、ステアリン酸Mg、デンプングリコール酸Na、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒプロメロース、マクロゴール6000、リン酸水素Caを含有する。

●セルトラリン錠100mg「サワイ」

添加物として、カルナウバロウ、結晶セルロース、酸化チタン、ステアリン酸Mg、デンプングリコール酸Na、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒプロメロース、マクロゴール6000、リン酸水素Caを含有する。

3) その他

該当資料なし

該当しない

- - ●セルトラリン錠25mg「サワイ」
 - 1)PTP包装品の安定性(加速試験)³⁾

セルトラリン錠25mg「サワイ」をPTP包装(ポリ塩化ビニルフィルム、アルミ箔)したものについて、安定性試験を行った。

その結果、規格に適合した。

	保存	条	件	イニシャル	40℃75%RH・遮光 6ヵ月
性			状	白色楕円形のフィルムコーティング錠であった	同左
確	認	試	験	規格に適合	同左
含:	量 均	一 性	試 験	規格に適合	同左
溶	出	試	験	規格に適合	同左
定	量	試	験 ※	99. 2	98. 2

※:表示量に対する含有率(%)

2)バラ包装品の安定性(加速試験) 3)

セルトラリン錠25mg「サワイ」をバラ包装(ポリエチレン瓶)したものについて、安定性試験を行った。

その結果、規格に適合した。

1	保存	条件		イニシャル	40℃75%RH・遮光 6ヵ月
性			状	白色楕円形のフィルムコーティング錠であ った	同左
確	認	試	験	規格に適合	同左
含量	量均	一性試	験	規格に適合	同左
溶	出	試	験	規格に適合	同左
定	量	試懸	£ *	99. 2	98. 4

※:表示量に対する含有率(%)

3)無包装下の安定性4)

セルトラリン錠25mg「サワイ」の無包装の製剤について、各種条件下で保存し、安定性試験を行った。

その結果、湿度の条件下で硬度低下、光の条件下で性状変化が観察された。

归去冬 丛	7 - 5	温度	湿度(25°C75%RH)		
保存条件	イニシャル	(40°C3ヵ月)	1ヵ月	3ヵ月	
性 状	白色楕円形のフィル ムコーティング錠	変化なし	変化なし	変化なし	
硬度(kg)	8.6	8. 0	6. 2	5. 7	
溶出試験	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	
定量試験※	100.0	99. 7	99. 2	98. 9	

保存条件	イニシャル	光 (総照射量 60万lx·hr)	室温 (25℃60%RH 3ヵ月)
性 状	白色楕円形のフィル ムコーティング錠	わずかに黄色味を 帯びた(規格内)	変化なし
硬度(kg)	8.6	6.8	7. 2
溶出試験	問題なし	問題なし	問題なし
定量試験※	100.0	98. 6	99. 5

日本病院薬剤師会編「錠剤・カプセル剤の無包装状態での安定性情報」の基準に準じて試験を行っている。 ※: イニシャルを100としたときの含有率(%)

●セルトラリン錠50mg「サワイ」

1)PTP包装品の安定性(加速試験)⁵⁾

セルトラリン錠50mg「サワイ」をPTP包装(ポリ塩化ビニルフィルム、アルミ箔)したものについて、安定性試験を行った。

その結果、規格に適合した。

保存条件		件	イニシャル	40°C75%RH・遮光 6ヵ月	
性			状	白色円形の割線入りフィルムコーティング 錠であった	同左
確	認	試	験	規格に適合	同左
含	量均	一 性	試 験	規格に適合	同左
溶	出	試	験	規格に適合	同左
定	量	試	験 ※	99. 0	98. 6

※:表示量に対する含有率(%)

IV. 製剤に関する項目

2)バラ包装品の安定性(加速試験)5)

セルトラリン錠50mg「サワイ」をバラ包装(ポリエチレン瓶)したものについて、安定性試験を行った。

その結果、規格に適合した。

保存条件			イニシャル	40°C75%RH・遮光 6ヵ月	
性			状	白色円形の割線入りフィルムコーティング 錠であった	同左
確	認	試	験	規格に適合	同左
含	量均	一性試	〕験	規格に適合	同左
溶	出	試	験	規格に適合	同左
定	量	試懸	矣 ※	99. 0	97. 7

※:表示量に対する含有率(%)

3)無包装下の安定性 6)

セルトラリン錠50mg「サワイ」の無包装の製剤について、各種条件下で保存し、安定性試験を行った。

その結果、湿度の条件下で硬度低下、光の条件下で性状変化が観察された。

归去冬	Z = 2. v. II	温度	湿度(25℃75%RH)		
保存条件	イニシャル	(40°C3ヵ月)	1ヵ月	3ヵ月	
	白色円形の割線入				
性 状	りフィルムコーテ	変化なし	変化なし	変化なし	
	ィング錠				
硬度(kg)	10. 2	10.8	6.8	6. 2	
溶出試験	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	
定量試験※	100.0	99. 6	99.8	100.0	

保存条件	イニシャル	光 (総照射量 60万lx·hr)	室温 (25°C60%RH 3ヵ月)
性 状	白色円形の割線入 りフィルムコーテ ィング錠	わずかに黄色味を 帯びた(規格内)	変化なし
硬度(kg)	10. 2	7.3	8.6
溶出試験	問題なし	問題なし	問題なし
定量試験※	100.0	99. 7	99. 4

日本病院薬剤師会編「錠剤・カプセル剤の無包装状態での安定性情報」の基準に準じて試験を行っている。 ※: イニシャルを100としたときの含有率(%)

●セルトラリン錠100mg「サワイ」

1)PTP包装品の安定性(加速試験)⁷⁾

セルトラリン錠100mg「サワイ」をPTP包装(ポリ塩化ビニルフィルム、アルミ箔)したものについて、安定性試験を行った。

その結果、規格に適合した。

	保存条件		件	イニシャル	40℃75%RH・遮光 6ヵ月
性			状	白色の割線入りフィルムコーティング錠で あった	同左
確	認	試	験	規格に適合	同左
含	量 均	一 性	試 験	規格に適合	同左
溶	出	試	験	規格に適合	同左
定	量	試	験 ※	98.8	99. 5

※:表示量に対する含有率(%)

2)無包装下の安定性8)

セルトラリン錠100mg「サワイ」の無包装の製剤について、各種条件下で保存し、安定性試験を行った。

その結果、光の条件下で性状変化が観察された。

保存条件	イニシャル	温度 (40°C 3ヵ月)	湿度 (25℃75%RH 3ヵ月)	光 (総照射量 60万lx·hr)	室温 (25°C60%RH 3ヵ月)
性 状	白色の割線入 りフィルムコ ーティング錠	変化なし	変化なし	黄色みを帯びた(規格内)	変化なし
硬度(kg)	17. 4	19. 2	15. 2	14. 3	17. 2
溶出試験	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし	問題なし
定量試験※	100.0	101. 2	100.9	99. 5	98. 7

日本病院薬剤師会編「錠剤・カプセル剤の無包装状態での安定性情報」の基準に準じて試験を行っている。 ※: イニシャルを100としたときの含有率(%)

3)分割後の安定性9)

セルトラリン錠100mg「サワイ」を分割後、以下の保存条件下で保存し、安定性試験を行った。 その結果、光の条件下で性状変化が観察された。

保存	字条件	イニシャル	室温 (25℃60%RH4週間)	光 (総照射量60万lx·hr)	
h# 기上	表面	白色	変化なし	微黄色に変化	
性状	分割面	白色	変化なし	変化なし	
溶出	試験	問題なし	問題なし	問題なし	
定量	試 験 *	100.0	99. 1	99. 5	

※: イニシャルを100としたときの含有率(%)

	該当しない	
6.	. 他剤との配合変化(物理化学的変化)…	
	該当資料なし	

<溶出挙動における同等性及び類似性>

●セルトラリン錠25mg「サワイ」¹⁰⁾

通知等		る経口固形製剤の生物学的同等性試験ガイドライン」: 平成24 薬食審査発0229第10号		
試験条件	パドル法	50rpm(pH1.2、5.0、6.8、水)、100rpm(pH5.0)		
試験回数	12ベッセル			
試験製剤	セルトラリン	/錠25mg「サワイ」		
標準製剤	セルトラリン	√錠50mg「サワイ」		

【結果及び考察】

<50rpm: pH1.2>

標準製剤の平均溶出率が60%(15分)及び85%(30分)付近の2時点において、試験製剤の平均溶 出率は標準製剤の平均溶出率±10%の範囲にあった。

最終比較時点(30分)における試験製剤の個々の溶出率は、試験製剤の平均溶出率±15%の範囲を超えるものが12個中1個以下で、±25%の範囲を超えるものがなかった。

<50rpm : pH5. 0>

標準製剤の平均溶出率が40%(15分)及び85%(90分)付近の2時点において、試験製剤の平均溶 出率は標準製剤の平均溶出率±10%の範囲にあった。

最終比較時点(90分)における試験製剤の個々の溶出率は、試験製剤の平均溶出率±15%の範囲 を超えるものが12個中1個以下で、±25%の範囲を超えるものがなかった。

<50rpm: pH6.8>

標準製剤が規定された試験時間(360分)における平均溶出率の1/2の平均溶出率を示す時点(15分)及び規定された試験時間(360分)において、試験製剤の平均溶出率は標準製剤の平均溶出率±8%の範囲にあった。

最終比較時点(360分)における試験製剤の個々の溶出率は、試験製剤の平均溶出率±12%の範囲を超えるものが12個中1個以下で、±20%の範囲を超えるものがなかった。

〈50rpm:水〉

標準製剤の平均溶出率が40%(15分)及び85%(180分)付近の2時点において、試験製剤の平均溶出率は標準製剤の平均溶出率±10%の範囲にあった。

最終比較時点(180分)における試験製剤の個々の溶出率は、試験製剤の平均溶出率±15%の範囲を超えるものが12個中1個以下で、±25%の範囲を超えるものがなかった。

<100rpm: pH5.0>

両製剤とも15分以内に平均85%以上溶出した。

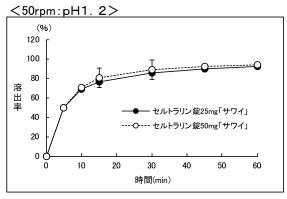
最終比較時点(15分)における試験製剤の個々の溶出率は、試験製剤の平均溶出率±15%の範囲 を超えるものが12個中1個以下で、±25%の範囲を超えるものがなかった。

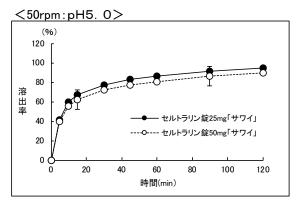
以上の結果より、両製剤の溶出挙動は同等であると判断した。

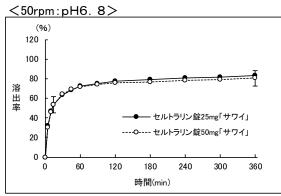
本剤の処方変更水準はB水準であり、両製剤の溶出挙動は同等であったことから、両製剤は生物学的に同等であるとみなした。

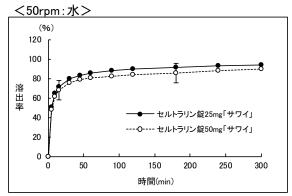
すべての試験液について、比較時点が15分未満となる場合、比較時点を15分として溶出挙動の評価 を行った。

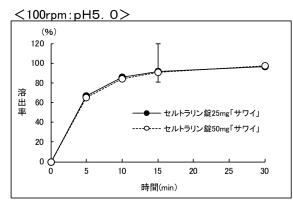
(溶出曲線)











(] : 判定基準の適合範囲)

●セルトラリン錠50mg「サワイ」¹¹⁾

	1 > > - + per 6 > > 1 1			
通知等	「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」: 平成24年 2 月29日 薬食 審査発0229第10号			
試験条件	パドル法	50rpm(pH1.2、5.0、6.8、水)、100rpm(pH6.8)		
試験回数	12 ベッセル			

【結果及び考察】

<50rpm: pH1.2>

標準製剤の平均溶出率が40%(15分)及び85%(45分)付近の2時点において、試験製剤の平均溶 出率は標準製剤の平均溶出率±15%の範囲にあった。

<50rpm: pH5.0>

標準製剤の平均溶出率が40%(15分)及び85%(60分)付近の2時点において、試験製剤の平均溶 出率は標準製剤の平均溶出率±15%の範囲にあった。

IV. 製剤に関する項目

<50rpm: pH6.8>

f2関数の値が42以上であった。

<50rpm:水>

標準製剤の平均溶出率が40%(15分)及び85%(180分)付近の2時点において、試験製剤の平均溶出率は標準製剤の平均溶出率±15%の範囲にあった。

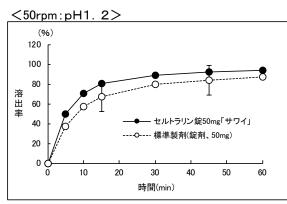
<100rpm: pH6.8>

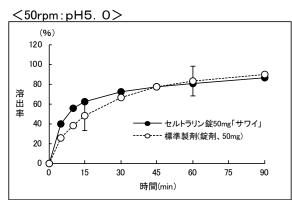
標準製剤の平均溶出率が40%(15分)及び85%(30分)付近の2時点において、試験製剤の平均溶 出率は標準製剤の平均溶出率±15%の範囲にあった。

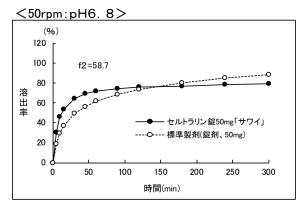
以上の結果より、両製剤の溶出挙動は類似していると判断した。

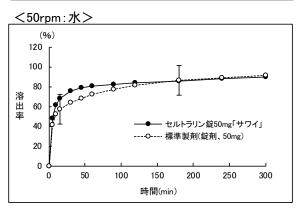
すべての試験液について、比較時点が15分未満となる場合、比較時点を15分として溶出挙動の評価 を行った。

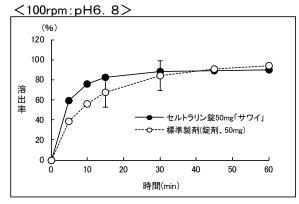
(溶出曲線)











(]:判定基準の適合範囲)

●セルトラリン錠100mg「サワイ」¹²⁾

通知等		る製剤の追加のための生物学的同等性試験ガイドライン」: 平成 3 薬食審査発0229第10号
試験条件	パドル法	50rpm(pH1.2、5.0、6.8、水)、100rpm(pH6.8)
試験回数	12 ベッセル	

【結果及び考察】

<50rpm: pH1.2>

比較時点(15分)及び標準製剤の平均溶出率が85%付近の適当な時点(45分)において、試験製剤の平均溶出率が標準製剤の平均溶出率±15%の範囲にあった。

<50rpm: pH5.0>

f2関数の値が42以上であった。

<50rpm: pH6.8>

f2関数の値が42以上であった。

<50rpm:水>

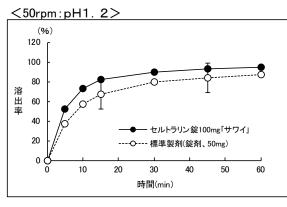
f2関数の値が42以上であった。

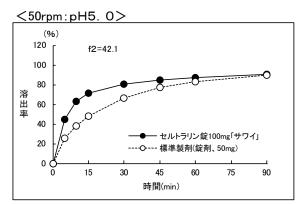
<100rpm: pH6.8>

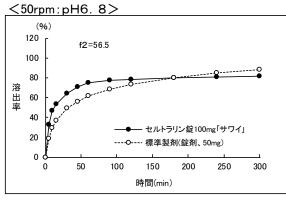
比較時点(15分)及び標準製剤の平均溶出率が85%付近の適当な時点(30分)において、試験製剤の平均溶出率が標準製剤の平均溶出率±15%の範囲にあった。

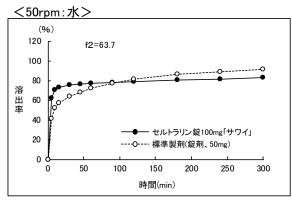
以上の結果より、両製剤の溶出挙動は類似していると判断した。

(溶出曲線)

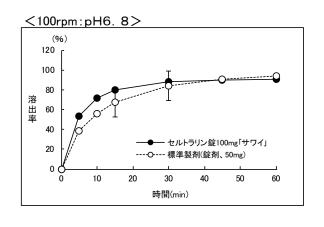








IV. 製剤に関する項目



(] : 判定基準の適合範囲)

8.	生物学的試験法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9.	製剤中の有効成分の確認試験法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
10.	製剤中の有効成分の定量法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
11.	力価 ····· 該当しない
12.	混入する可能性のある夾雑物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
13.	注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
14.	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

V. 治療に関する項目

うつ病・うつ状態、パニック障害、外傷後ストレス障害

<効能又は効果に関連する使用上の注意>

- 1)抗うつ剤の投与により、24歳以下の患者で、自殺念慮、自殺企図のリスクが増加するとの報告があるため、本剤の投与にあたっては、リスクとベネフィットを考慮すること。 (「その他の注意 | の項参照)
- 2)海外で実施された6~17歳の大うつ病性障害患者を対象としたプラセボ対照臨床試験 において有効性が確認できなかったとの報告がある。本剤を18歳未満の大うつ病性障害 患者に投与する際には適応を慎重に検討すること。(「小児等への投与」の項参照)
- 3)外傷後ストレス障害の診断は、DSM[★]等の適切な診断基準に基づき慎重に実施し、基準 を満たす場合にのみ投与すること。

★DSM: American Psychiatric Association(米国精神医学会)のDiagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (精神疾患の診断・統計マニュアル)

通常、成人にはセルトラリンとして1日25mgを初期用量とし、1日100mgまで漸増し、1日1 回経口投与する。なお、年齢、症状により1日100mgを超えない範囲で適宜増減する。

<用法及び用量に関連する使用上の注意>

- 1)本剤の投与量は、予測される効果を十分に考慮し、必要最小限となるよう、患者ごとに慎重に観察しながら調節すること。
- 2)外傷後ストレス障害患者においては、症状の経過を十分に観察し、本剤を漫然と投与しないよう、定期的に本剤の投与継続の要否について検討すること。

1) 臨床データパッケージ

該当しない

2) 臨床効果

該当資料なし

3) 臨床薬理試験

該当資料なし

4)探索的試験

該当資料なし

- 5) 検証的試験
 - (1)無作為化並行用量反応試験

該当資料なし

V. 治療に関する項目

(2)比較試験

該当資料なし

(3)安全性試験

該当資料なし

(4) 患者・病態別試験

該当資料なし

6)治療的使用

- (1)使用成績調査・特定使用成績調査(特別調査)・製造販売後臨床試験(市販後臨床試験) 該当資料なし
- (2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要 該当しない

VI. 薬効薬理に関する項目

パロキセチン塩酸塩水和物、フルボキサミンマレイン酸塩等

セルトラリン塩酸塩の薬理作用について以下のとおり報告されている。

1)作用部位・作用機序

セルトラリンは選択的セロトニン再取り込み阻害薬(SSRI)である。SSRIはセロトニンのシナプス前終末への再取り込みを遮断し、その結果セロトニン作動性神経伝達を促進し、引き延ばす。¹³⁾

2) 薬効を裏付ける試験成績

該当資料なし

3)作用発現時間・持続時間

該当資料なし

VII. 薬物動態に関する項目

セルトラリン塩酸塩製剤の薬物動態について以下のとおり報告されている。

1) 治療上有効な血中濃度

該当資料なし

2) 最高血中濃度到達時間

Ⅷ. -1. -3)参照

3) 臨床試験で確認された血中濃度

<生物学的同等性試験>

●セルトラリン錠25mg「サワイ」¹⁰⁾

セルトラリン錠25mg「サワイ」は、「含量が異なる経口固形製剤の生物学的同等性試験ガイドライン(平成24年2月29日付薬食審査発0229第10号)」に基づき、セルトラリン錠50mg「サワイ」を標準製剤としたとき、溶出挙動が等しく、生物学的に同等とみなされた。

●セルトラリン錠50mg「サワイ」^{14,15)}

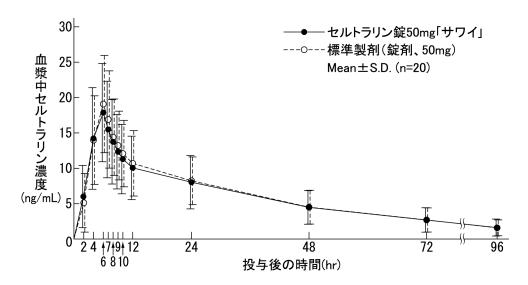
通知等	「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」:
ALL AH 47	平成24年2月29日 薬食審査発0229第10号
採血時点	0, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 24, 48, 72, 96hr
休薬期間 14日間	
測定方法 LC/MS法	

セルトラリン錠50mg「サワイ」と標準製剤を健康成人男子にそれぞれ1錠(セルトラリンとして50mg)空腹時単回経口投与(クロスオーバー法)し、血漿中セルトラリン濃度を測定した。得られた薬物動態パラメータ(AUC、Cmax)について90%信頼区間法にて統計解析を行った結果、 $\log(0.80) \sim \log(1.25)$ の範囲内であり、両剤の生物学的同等性が確認された。

各製剤1錠投与時の薬物動態パラメータ

	Cmax	Tmax	$T_{1/2}$	$\mathrm{AUC_{t}}$
	(ng/mL)	(hr)	(hr)	(ng·hr/mL)
セルトラリン錠50mg 「サワイ」	18. 13±7. 14	5.5 ± 0.9	30.9±6.6	532.2 ± 262.5
標準製剤 (錠剤、50mg)	19. 58 ± 7.34	5.9 ± 0.7	29.8 ± 5.8	544.3 ± 248.5

(Mean ± S.D.)



	対数値の平均値の差	対数値の平均値の差の90%信頼区間
$\mathrm{AUC_{t}}$	$\log(0.95)$	$\log(0.89) \sim \log(1.03)$
Cmax	$\log(0.92)$	$\log(0.83) \sim \log(1.01)$

●セルトラリン錠100mg「サワイ」^{16,17)}

	1,79									
	「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」:									
\3 kn bb	平成24年2月29日 薬食審査発0229第10号									
通知等	「剤形が異なる製剤の追加のための生物学的同等性試験ガイドライン」:									
	平成24年2月29日 薬食審査発0229第10号									
採血時点	0、2、4、6、7、8、9、10、12、24、48、72、96hr									
休薬期間	14日間									
測定方法	LC/MS法									

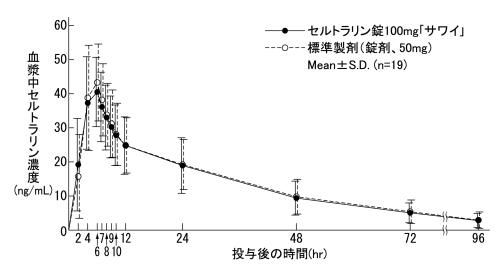
セルトラリン錠100mg「サワイ」と標準製剤を健康成人男子にそれぞれセルトラリンとして 100mg空腹時単回経口投与(クロスオーバー法)し、血漿中セルトラリン濃度を測定した。得られた薬物動態パラメータ(AUC、Cmax)について90%信頼区間法にて統計解析を行った結果、 $\log(0.80) \sim \log(1.25)$ の範囲内であり、両剤の生物学的同等性が確認された。

各製剤投与時の薬物動態パラメータ

	製剤投与量 (セルトラリ ンとして)	Cmax (ng/mL)	Tmax (hr)	T _{1/2} (hr)	AUC _t (ng·hr/mL)
セルトラリン 錠100mg「サワイ」	1錠 (100mg)	42. $57 \pm 11. 16$	4.8±1.2	26.3 ± 4.7	1209. 2± 495. 1
標準製剤 (錠剤、50mg)	2錠 (100mg)	45.21 ± 11.73	5. 3 ± 1.1	25.8±4.9	1239. 0± 501. 4

(Mean ± S.D.)

VII. 薬物動態に関する項目



	対数値の平均値の差	対数値の平均値の差の90%信頼区間
AUC t	$\log(0.97)$	$\log(0.90) \sim \log(1.04)$
Cmax	$\log(0.94)$	$\log(0.88) \sim \log(1.01)$

血漿中濃度ならびにAUC、Cmax等のパラメータは、被験者の選択、体液の採取回数・時間等の試験条件によって異なる可能性がある。

4) 中毒域

該当資料なし

5) 食事・併用薬の影響

Ⅷ. -7. 参照

6) 母集団 (ポピュレーション) 解析により判明した薬物体内動態変動要因

該当資料なし

2. 薬物速度論的パラメータ・・・・・

1)解析方法

該当資料なし

2) 吸収速度定数

該当資料なし

3) バイオアベイラビリティ

 $36\%(ラット)^{2}$

4) 消失速度定数

●セルトラリン錠50mg「サワイ」を健康成人男子に1錠(セルトラリンとして50mg)空腹時単回 経口投与した場合の消失速度定数^{14,15)}

 $0.023\pm0.004 hr^{-1}$

●セルトラリン錠100mg「サワイ」を健康成人男子に1錠(セルトラリンとして50mg)空腹時単回経口投与した場合の消失速度定数^{16,17)}

 $0.027 \pm 0.005 hr^{-1}$

5) クリアランス

該当資料なし

6)分布容積

該当資料なし

7) 血漿蛋白結合率

 $98\%^{18)}$

高率に腸管循環する。吸収率は94.3%以上(ラット)²⁾

1) 血液一脳関門通過性

該当資料なし

2) 血液一胎盤関門通過性

- (1) 妊娠末期に本剤あるいは他のSSRI、SNRIが投与された婦人が出産した新生児において、 入院期間の延長、呼吸補助、経管栄養を必要とする、離脱症状と同様の症状が出産直後に あらわれたとの報告がある。臨床所見としては、呼吸窮迫、チアノーゼ、無呼吸、発作、 体温調節障害、哺乳障害、嘔吐、低血糖症、筋緊張低下、筋緊張亢進、反射亢進、振戦、 ぴくつき、易刺激性、持続性の泣きが報告されている。
- (2)海外の疫学調査において、妊娠中に本剤を含むSSRIを投与された婦人が出産した新生児において、新生児遷延性肺高血圧症のリスクが増加したとの報告がある。このうち1つの調査では、妊娠34週以降に生まれた新生児における新生児遷延性肺高血圧症発生のリスク比は、妊娠早期の投与では2.4(95%信頼区間1.2-4.3)、妊娠早期及び後期の投与では3.6(95%信頼区間1.2-8.3)であった。〕

3) 乳汁への移行性

ヒト母乳中へ移行することが報告されている。

4) 髄液への移行性

該当資料なし

5) その他の組織への移行性

該当資料なし

5. 代謝
1) 代謝部位及び代謝経路
主代謝経路は N -デスメチルセルトラリンへの脱メチル化である。 $^{18)}$
2)代謝に関与する酵素 (CYP450等) の分子種
肝代謝酵素CYP2C19、CYP2C9、CYP2B6及びCYP3A4等で代謝される。
3) 初回通過効果の有無及びその割合
初回通過効果を受ける。18)
4) 代謝物の活性の有無及び比率
N-デスメチルセルトラリンはセルトラリンの約1/8の活性を示す。 ¹⁸⁾
5)活性代謝物の速度論的パラメータ
該当資料なし
6. 排泄·····
1) 排泄部位及び経路
健康成人男性2例に投与した時、投与後9日目までに投与放射能の40~45%が尿中(未変化体0.2%未満)に、40~45%(未変化体12~14%)が糞中に排泄された[海外データ]。 ¹⁸⁾
2) 排泄率
Ⅵ. -61)参照
3) 排泄速度
Ⅷ. -61)参照
7. トランスポーターに関する情報····································
該当資料なし
8. 透析等による除去率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
本剤は分布容積が大きいので、強制利尿、透析、血液灌流及び交換輸血はあまり効果的でない。

VII. 薬物動態に関する項目

Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

該当しない

2. 禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)

【禁忌】(次の患者には投与しないこと)

- 1)本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者
- 2)MAO阻害剤を投与中あるいは投与中止後14日間以内の患者(「相互作用」の項参照)
- 3) ピモジドを投与中の患者(「相互作用」の項参照)

V. -1. 参照

V. -2. 参照

慎重投与(次の患者には慎重に投与すること)

- 1) 肝機能障害のある患者[血中濃度半減期が延長し、AUC及びCmaxが増大することがある。]
- 2)躁うつ病患者〔躁転、自殺企図があらわれることがある。〕
- 3)自殺念慮又は自殺企図の既往のある患者、自殺念慮のある患者〔自殺念慮、自殺企図があらわれることがある。〕
- 4) 脳の器質的障害又は統合失調症の素因のある患者[精神症状を増悪させることがある。]
- 5)衝動性が高い併存障害を有する患者[精神症状を増悪させることがある。]
- 6) てんかん等の痙攣性疾患又はこれらの既往歴のある患者〔痙攣発作を起こすことがある。〕
- 7)QT延長又はその既往歴のある患者、QT延長を起こすことが知られている薬剤を投与中の患者、著明な徐脈や低カリウム血症等がある患者[QT延長、心室頻拍(torsades de pointesを含む)を起こす可能性がある。]
- 8)出血の危険性を高める薬剤を併用している患者、出血傾向又は出血性素因のある患者 [鼻出血、胃腸出血、血尿等が報告されている。]
- 9)緑内障又はその既往歴のある患者〔眼圧上昇を起こし、症状が悪化するおそれがある。〕
- 10) 高齢者(「高齢者への投与」の項参照)
- 11) 小児(「小児等への投与」の項参照)

重要な基本的注意

- 1)うつ症状を呈する患者は希死念慮があり、自殺企図のおそれがあるので、このような患者は投与開始早期ならびに投与量を変更する際には患者の状態及び病態の変化を注意深く観察すること。
- 2)不安、焦燥、興奮、パニック発作、不眠、易刺激性、敵意、攻撃性、衝動性、アカシジア/精神運動不穏、軽躁、躁病等があらわれることが報告されている。また、因果関係は明らかではないが、これらの症状・行動を来した症例において、基礎疾患の悪化又は自殺念慮、自殺企図、他害行為が報告されている。患者の状態及び病態の変化を注意深く観察するとともに、これらの症状の増悪が観察された場合には、服薬量を増量せず、徐々に減量し、中止するなど適切な処置を行うこと。
- 3)自殺目的での過量服用を防ぐため、自殺傾向が認められる患者に処方する場合には、1 回分の処方日数を最小限にとどめること。
- 4)家族等に自殺念慮や自殺企図、興奮、攻撃性、易刺激性等の行動の変化及び基礎疾患悪 化があらわれるリスク等について十分説明を行い、医師と緊密に連絡を取り合うよう指 導すること。
- 5)眠気、めまい等があらわれることがあるので、自動車の運転等危険を伴う機械を操作する際には十分注意させること。
- 6)投与中止(突然の中止)により、不安、焦燥、興奮、浮動性めまい、錯感覚、頭痛及び悪心等があらわれることが報告されている。投与を中止する場合には、突然の中止を避け、 患者の状態を観察しながら徐々に減量すること。

本剤は肝代謝酵素CYP2C19、CYP2C9、CYP2B6及びCYP3A4等で代謝される。

1)併用禁忌とその理由

併用禁忌(併用しないこと)		
薬 剤 名 等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
MAO阻害剤	発汗、不穏、全身痙攣、異常	セロトニンの分解が阻害さ
セレギリン塩酸塩	高熱、昏睡等の症状があらわ	れ、脳内セロトニン濃度が高
(エフピー)	れることがある。なお、	まると考えられる。
ラサギリンメシル酸塩	MAO阻害剤の投与を受けた	
(アジレクト)	患者に本剤を投与する場合、	
サフィナミドメシル酸	また本剤投与後にMAO阻害	
塩	剤を投与する場合には、14日	
(エクフィナ)	間以上の間隔をおくこと。	
ピモジド	ピモジドとの併用により、ピ	機序不明
(オーラップ)	モジドのAUC及びCmaxが	
	それぞれ1.4倍増加したとの	
	報告がある。	
	ピモジドはQT延長を引き起	
	こすことがあるので本剤と	
	併用しないこと。	

2) 併用注意とその理由

併用注意(併用に注意すること))	
薬 剤 名 等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
メチルチオニニウム塩化物	セロトニン症候群があらわ	左記薬剤のMAO阻害作用
水和物	れるおそれがある。	によりセロトニン作用が増
(メチレンブルー)		強されると考えられる。
リネゾリド	セロトニン症候群の症状 (錯乱、協調運動障害、血圧 上昇等)があらわれること がある。このような症状が	リネゾリドは非選択的、可 逆的MAO阻害作用を有す る。
	あらわれた場合には、本剤 と併用薬の両方あるいはい ずれか一方の投与を中止す るなど適切な処置を行うこ と。	
5-HT _{1B/1D} 受容体作動薬 スマトリプタンコハク酸 塩 ゾルミトリプタン エレトリプタン臭化水素 酸塩	脱力、反射亢進、協調運動 障害、錯乱、不安、焦燥、 興奮があらわれることがあ る。	相互に作用を増強させるおそれがある。
トラマドール	セロトニン作用が増強され	これらの薬剤はセロトニン
メサドン	るおそれがある。	作用を有する。
ペンタゾシン		
L-トリプトファンを含有す		L-トリプトファンはセロト
る製剤		ニンの前駆物質であるた
アミノ酸製剤		め、脳内セロトニン濃度が
経腸成分栄養剤		高まるおそれがある。
セイヨウオトギリソウ(St.		セイヨウオトギリソウ(St.
John's Wort、セント・ジ		John's Wort、セント・ジョ
ョーンズ・ワート)含有食品		ーンズ・ワート)はセロトニ
		ン作用を有する。
炭酸リチウム	セロトニンに関連した副作	相互に作用を増強させるお
	用(振戦等)が増大するおそれがある。	それがある。
三環系抗うつ剤	薬剤の血中濃度が上昇し、	本剤がこれらの薬剤の代謝
クロミプラミン塩酸塩	作用が増強されるおそれが	を阻害することがある。
イミプラミン塩酸塩	ある。	
アミトリプチリン塩酸塩		
ワルファリン	ワルファリンのプロトロン	機序不明
	ビン反応時間曲線下面積が	
	軽度増加(8%)したとの報	
	告がある。	
	本剤の投与を開始もしくは	
	中止する場合は、プロトロ	
	ンビン時間を慎重にモニタ	
	ーすること。	

薬 剤 名 等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
出血傾向が増強する薬剤	異常出血(鼻出血、胃腸出	SSRIの投与により血小板
非定型抗精神病剤	血、血尿等)が報告されてい	凝集能が阻害され、これら
フェノチアジン系薬剤	るので、注意して投与する	の薬剤との併用により出血
三環系抗うつ剤	こと。	傾向が増大することがあ
アスピリン等の非ステロ		る。
イド系抗炎症剤		
ワルファリン		
等		
血糖降下薬	トルブタミドのクリアラン	本剤がこの薬剤の代謝を阻
トルブタミド	スが減少(16%)したとの報	害するためと考えられる。
	告がある。	
シメチジン	本剤のAUC及びCmaxの増	本剤の代謝が阻害されたた
	大(50%、24%)及びt _{1/2} の延	めと考えられる。
	長(26%)がみられたとの報	
	告がある。	
アルコール	本剤投与中は、飲酒を避け	本剤との相互作用は認めら
(飲酒)	ることが望ましい。	れていないが、他の抗うつ
		剤で作用の増強が報告され
		ている。

1) 副作用の概要

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

2) 重大な副作用と初期症状

1) 重大な副作用(頻度不明)

- (1) セロトニン症候群:不安、焦燥、興奮、錯乱、発汗、下痢、発熱、高血圧、固縮、頻脈、ミオクロヌス、自律神経不安定等があらわれることがあるので、異常が認められた場合には投与を中止し、体冷却、水分補給等の全身管理とともに適切な処置を行うこと。
- (2) **悪性症候群**:無動緘黙、強度の筋強剛、嚥下困難、頻脈、血圧の変動、発汗等が発現し、それに引き続き発熱がみられる場合がある。抗精神病剤との併用時にあらわれることが多いため、特に注意すること。異常が認められた場合には、抗精神病剤及び本剤の投与を中止し、体冷却、水分補給等の全身管理とともに適切な処置を行うこと。本症発現時には、白血球の増加や血清CK(CPK)の上昇がみられることが多く、また、ミオグロビン尿を伴う腎機能の低下がみられることがある。
- (3) 痙攣、昏睡: 痙攣、昏睡があらわれることがあるので、異常が認められた場合には 投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- (4) 肝機能障害: 肝不全、肝炎、黄疸があらわれることがあるので、必要に応じて肝機能検査を行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- (5) 抗利尿ホルモン不適合分泌症候群(SIADH):低ナトリウム血症、低浸透圧血症、尿中ナトリウム排泄量の増加、高張尿、痙攣、意識障害等を伴う抗利尿ホルモン不適合分泌症候群(SIADH)があらわれることがあるので、異常が認められた場合には投与を中止し、水分摂取の制限等適切な処置を行うこと。

- (6) 中毒性表皮壊死融解症(Toxic Epidermal Necrolysis: TEN)、皮膚粘膜眼症候群 (Stevens-Johnson症候群): 中毒性表皮壊死融解症、皮膚粘膜眼症候群があらわれ ることがあるので、異常が認められた場合には投与を中止し、副腎皮質ホルモン剤 の投与等の適切な処置を行うこと。
- (7) **アナフィラキシー**: アナフィラキシー(呼吸困難、喘鳴、血管浮腫等)があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。
- (8) QT延長、心室頻拍(torsades de pointesを含む): QT延長、心室頻拍(torsades de pointesを含む)があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。

3)その他の副作用

2)その他の副作用

次のような副作用が認められた場合には、必要に応じ、減量、投与中止等の適切な処置 を行うこと。

	ソこと。	is is a
		頻度不明
精	神 系	睡眠障害(不眠等)、錯乱状態、悪夢、易刺激性、易興奮性、うつ
		病、躁病、精神症、多幸症、リビドー減退、記憶障害、注意力障
		害、攻撃的反応、不安、焦燥、興奮、幻覚
神	経 系	傾眠、頭痛、浮動性めまい、振戦、感覚減退、起立性めまい、味
		覚異常、頭部不快感、運動障害(アカシジア、錐体外路症状、運
		動過多、歯ぎしり、歩行異常等)、錯感覚、不随意性筋収縮、ジ
		スキネジー、ジストニー、片頭痛、失神
感	覚 器	調節障害、視覚異常(霧視、羞明、視力低下等)、耳鳴、耳閉感、
		回転性眩暈、散瞳
循	環器	動悸、起立性低血圧、血圧低下、血圧上昇、頻脈
肝	臓	ALT(GPT)增加、AST(GOT)增加、γ-GTP增加、LDH增加、
		Al-P増加、総ビリルビン増加、直接ビリルビン増加
血	液	白血球数増加又は減少、単球増加、血小板数減少、出血傾向(鼻
		出血、胃腸出血、血尿等)、血小板機能異常、紫斑、斑状出血、
		皮下出血
消	化 器 系	悪心・嘔吐、口内乾燥、下痢・軟便、便秘、腹部不快感、腹痛、
		腹部膨満、消化不良、食欲不振、胃腸障害、食欲亢進、膵炎
過	敏 症	発疹、蕁麻疹、そう痒症、顔面浮腫、眼窩周囲浮腫、光線過敏性
		反応
泌力	尿器・生殖器	排尿困難、尿閉、頻尿、性機能障害(射精遅延、持続勃起症等)、
		月経障害、尿失禁・夜尿、乳汁漏出症、女性化乳房
筋	・骨格系	背部痛、関節痛、筋緊張異常(筋硬直、筋緊張亢進、筋痙攣等)、
		開口障害
代	謝・内分泌	総蛋白減少、総コレステロール増加、尿糖、尿蛋白、甲状腺機能
		低下症、低ナトリウム血症、高プロラクチン血症、血糖異常
そ	の他	倦怠感、多汗(発汗、寝汗等)、無力症、熱感、異常感、胸痛、胸
		部圧迫感、疲労、発熱、ほてり、悪寒、体重減少、体重増加、末
		梢性浮腫、あくび、脱毛症、気管支痙攣

- Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目
 - 4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法

【禁忌】(次の患者には投与しないこと)

1)本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

副作用

- 1)重大な副作用(頻度不明)
 - (7) **アナフィラキシー**: アナフィラキシー(呼吸困難、喘鳴、血管浮腫等)があらわれる ことがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適 切な処置を行うこと。
- 2)その他の副作用

次のような副作用が認められた場合には、必要に応じ、減量、投与中止等の適切な処置 を行うこと。

C 11)							
						頻度不明		
過	敏	症	発疹、	蕁麻疹、	そう痒症、	顔面浮腫、	眼窩周囲浮腫、	光線過敏性
			反応					

本剤は、主として肝臓で代謝されるが、高齢者では肝機能が低下していることが多いため、高い血中濃度が持続し、出血傾向の増強等がおこるおそれがある。高齢者においては、肝機能、腎機能の低下を考慮し、用量等に注意して慎重に投与すること。

- 1)妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。〔妊娠中の投与に関する安全性は確立していない。
 - (1)妊娠末期に本剤あるいは他のSSRI、SNRIが投与された婦人が出産した新生児において、入院期間の延長、呼吸補助、経管栄養を必要とする、離脱症状と同様の症状が出産直後にあらわれたとの報告がある。臨床所見としては、呼吸窮迫、チアノーゼ、無呼吸、発作、体温調節障害、哺乳障害、嘔吐、低血糖症、筋緊張低下、筋緊張亢進、反射亢進、振戦、ぴくつき、易刺激性、持続性の泣きが報告されている。
 - (2)海外の疫学調査において、妊娠中に本剤を含むSSRIを投与された婦人が出産した新生児において、新生児遷延性肺高血圧症のリスクが増加したとの報告がある。このうち1つの調査では、妊娠34週以降に生まれた新生児における新生児遷延性肺高血圧症発生のリスク比は、妊娠早期の投与では2.4(95%信頼区間1.2-4.3)、妊娠早期及び後期の投与では3.6(95%信頼区間1.2-8.3)であった。〕
- 2) 授乳中の婦人には投与を避けることが望ましいが、やむを得ず投与する場合は授乳を避けさせること。[ヒト母乳中へ移行することが報告されている。]

- 1)低出生体重児、新生児、乳児、幼児又は小児に対する安全性は国内で確立していない(使用経験がない)。
- 2)海外で実施された6~17歳の大うつ病性障害(DSM-IV*における分類)を対象としたプラセボ対照二重盲検比較試験において有効性が確認できなかったとの報告がある。また、セルトラリン群でみられた自殺企図[1.1%(2/189例)]は、プラセボ群[1.1%(2/184例)]と同様であり、自殺念慮はセルトラリン群で1.6%(3/189例)にみられた。これらの事象とセルトラリン塩酸塩製剤との関連性は明らかではない(海外においてセルトラリン塩酸塩製剤は小児大うつ病性障害患者に対する適応を有していない)。
- 3)海外で実施された6~17歳の外傷後ストレス障害(DSM-IV*における分類)を対象としたプラセボ対照二重盲検比較試験において有効性が確認できなかったとの報告がある。 当該試験にて自殺企図はみられなかったが、自殺念慮はセルトラリン群でのみ4.5% (3/67例)にみられた(海外においてセルトラリン塩酸塩製剤は小児外傷後ストレス障害患者に対する適応を有していない)。

★DSM-IV: American Psychiatric Association(米国精神医学会)のDiagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, 4th edition(DSM-IV精神疾患の診断・統計マニュアル)

該当資料なし

13. 過量投与 ·····

本剤の過量投与、又は本剤の過量投与と他剤やアルコールとの併用による死亡例が海外で報告されている。過量投与による症状は、傾眠、胃腸障害(悪心・嘔吐等)、頻脈、振戦、不安、焦燥、興奮、浮動性めまいのようなセロトニン性の副作用であり、まれに昏睡が認められた。

処置:特異的な解毒剤は知られていない。必要に応じて気道確保、酸素吸入等を行い、胃洗浄、活性炭投与等の適切な処置を行うこと。催吐は薦められない。一般的な対症療法とともに心・呼吸機能のモニターを行うことが望ましい。本剤は分布容積が大きいので、強制利尿、透析、血液灌流及び交換輸血はあまり効果的でない。

薬剤交付時:PTP包装の薬剤はPTPシートから取り出して服用するよう指導すること。 (PTPシートの誤飲により、硬い鋭角部が食道粘膜へ刺入し、更には穿孔をおこして縦隔洞 炎等の重篤な合併症を併発することが報告されている)

Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

- 1)海外で実施された大うつ病性障害等の精神疾患を有する患者を対象とした、セルトラリン塩酸塩製剤を含む複数の抗うつ剤の短期プラセボ対照臨床試験の検討結果において、24歳以下の患者では、自殺念慮や自殺企図の発現のリスクが抗うつ剤投与群でプラセボ群と比較して高かった。なお、25歳以上の患者における自殺念慮や自殺企図の発現のリスクの上昇は認められず、65歳以上においてはそのリスクが減少した。
- 2)主に50歳以上を対象に実施された海外の疫学調査において、選択的セロトニン再取り込み阻害剤及び三環系抗うつ剤を含む抗うつ剤を投与された患者で、骨折のリスクが上昇したとの報告がある。
- 3)海外で実施された臨床試験において、セルトラリン塩酸塩製剤を含む選択的セロトニン 再取り込み阻害剤が精子特性を変化させ、受精率に影響を与える可能性が報告されている。
- 4) 電気けいれん療法との併用については、その有効性及び安全性が確立されていない。

16.	その他・・・・					٠.			٠.	٠.	٠.	٠.,				٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	٠	٠.	٠.	٠.	٠.	-						
-----	---------	--	--	--	--	----	--	--	----	----	----	-----	--	--	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	---	--	--	--	--	--	--

IX. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験 · · · · · · · ·	
1)薬効薬理試験(「VI.	薬効薬理に関する項目」参照)
2) 副次的薬理試験	
該当資料なし	
3)安全性薬理試験	
該当資料なし	
W 27 1 0 0	
4) その他の薬理試験	
該当資料なし	
2. 毒性試験 · · · · · · ·	
1) 単回投与毒性試験	
該当資料なし	
2) 反復投与毒性試験	
該当資料なし	
3) 生殖発生毒性試験	
該当資料なし	
4) その他の特殊毒性	
該当資料なし	

X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分······

· <u>· · · · · · · · · · · · · · · · · · </u>	
	規制区分
製剤	劇薬、処方箋医薬品 ^{注)}
有効成分	劇薬

注)注意-医師等の処方箋により使用すること

使用期限:3年

3. 貯法・保存条件・・・・・・・

室温保存

- 4. 薬剤取扱い上の注意点 …………
 - 1)薬局での取扱い上の留意点について

該当しない

2)薬剤交付時の取扱いについて(患者等に留意すべき必須事項等)

患者向医薬品ガイド:有り、くすりのしおり:有り

Ⅷ. -6. 及びⅧ. -14. 参照

ご家族の方へ

ご家族の方は、死にたいという気持ちになる、興奮しやすい、攻撃的になる、ちょっとした刺激で気持ちの 変調を来すなどの患者さんの行動の変化や、うつ症状 などのもともとある病気の症状が悪化する危険性について医師から十分に理解できるまで説明を受け、患者 さんの状態の変化について観察し、患者さんの状態に 変化がみられた場合には、医師に連絡してください。 また、患者さんご自身も、病状に変化があったと感じ た場合には、ご家族の方にも伝えるようにしてください。

セルトラリン錠「サワイ」を

服用される患者さんとそのご家族の方へ

服用する前に注意すること

6~17 歳の大うつ病性障害のある人がこのお薬を飲んだ場合、有効性が確認できなかったとの報告があります。18 歳未満の大うつ病性障害のある人は、医師と十分に相談してください。

効果・服用について

- このお薬は徐々に飲む量を増やしながら、患者さんに 必要な量を調整していきます。症状を改善するためには、 決められた量のお薬を続けて服用することが大切です。
- このお薬は、体調がよくなったと自己判断して服用を 中止したり、量を減らしたりすると、些細なことでも 心配になる、いらいら、あせりなどの症状があらわれ ることがあります。指示どおりに飲み続けることが重 要です。

〈次ページへ続く〉

GUSER01PV01

沢井製薬株式会社

2015年12月@6

服用時に注意すること

- 1 このお業は、飲みはじめはすぐに効果はあらわれませんが、飲み続けることで効果を発揮します。医師の指示なしに、自分の判断で服用を中止しないように注意してください。
- ② うつ病やうつ状態の人は症状として死んでしまいたいと感じることがあります。このお薬を飲んでいる間(特に飲みはじめや、飲む量を変更した時)に、不安感が強くなり死にたいと思うなど症状が悪くなることがあります。これらの症状があらわれた場合は、医師に相談してください。
- ③ 次のような攻撃的な態度や行動をとったりすることがあります。
 - ●不安になる ●いらいらする ●あせる
 - 興奮しやすい 発作的にパニック状態になる
 - ちょっとした刺激で気持ちや体の変調を来す
 - 敵意を持つ 攻撃的になる 衝動的に行動する
 - じっとしていることができない など

これらの症状があらわれた場合は、医師に相談してください。このお薬との関連性は明らかではありませんが、これらの症状があらわれた人の中には、うつ症状などのもともとある病気の症状が悪化する場合や、死んでしまいたいと感じたり、他人に対して危害を加えたりする場合があります。

- 4 眠気・めまいなどの症状があらわれることがあるため、 自動車の運転などの危険を伴う機械を操作する時は、 十分に注意してください。
- (5) 飲みはじめに、吐き気や下痢などの症状があらわれることがあります。症状がつらい場合は、自己判断で服用を中止せずに、医師に相談してください。
- ⑥ このお薬には一緒に飲んではいけないお薬や一緒に飲む時には注意すべきお薬があります。そのため、他のお薬を使用している場合や、新たに使用する場合は、必ず医師または薬剤師に相談してください。

注) 当説明書は変更・改訂される場合があります。

3)調剤時の留意点について

該当しない

該当しない

- - ●セルトラリン錠25mg「サワイ」

PTP: 100錠(10錠×10)、140錠(14錠×10)、500錠(10錠×50)

バラ:100錠

●セルトラリン錠50mg「サワイ」

PTP: 100錠(10錠×10)、140錠(14錠×10)、500錠(10錠×50)

バラ:100錠

●セルトラリン錠100mg「サワイ」

PTP: 100錠(10錠×10)

PTP:[PTPシート]ポリ塩化ビニルフィルム、アルミ箔

[ピロー]ポリエチレンフィルム

バラ: [本体]ポリエチレン瓶、[キャップ]ポリプロピレン

•	
8.	同一成分・同効薬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	同一成分 :ジェイゾロフト錠25mg/錠50mg/錠100mg/OD錠25mg/OD錠50mg/OD錠100mg 同効薬 :パロキセチン塩酸塩水和物、フルボキサミンマレイン酸塩等
	问効果 :ハロヤセナン塩酸塩水和物、ノルホキサミンマレイン酸塩等
۵	国際誕生年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9.	該当しない
	以当 U/4V・
10	製造販売承認年月日及び承認番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	●セルトラリン錠25mg「サワイ」
	製造販売承認年月日:2015年8月17日、承認番号:22700AMX00783000
	●セルトラリン錠50mg「サワイ」
	製造販売承認年月日:2015年8月17日、承認番号:22700AMX00784000
	●セルトラリン錠100mg「サワイ」
	製造販売承認年月日:2016年2月15日、承認番号:22800AMX00138000
	acceptantial and a solution of the solution of
11.	薬価基準収載年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	●セルトラリン錠25mg/錠50mg「サワイ」: 2015年12月11日
	●セルトラリン錠100mg「サワイ」: 2016年 6 月 17日
12.	効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	●セルトラリン錠25mg/錠50mg「サワイ」
	承 認 年 月 日:2015年12月10日
	効能・効果内容:「外傷後ストレス障害」の効能・効果を追加した。
	●セルトラリン錠100mg「サワイ」
	承 認 年 月 日:2016年5月26日
	効能・効果内容:「外傷後ストレス障害」の効能・効果を追加した。
13.	再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	該当しない
14.	再審査期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	該当しない
15.	投薬期間制限医薬品に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	本剤は、投薬(あるいは投与)期間に関する制限は定められていない。

X. 管理的事項に関する項目

品名	HOT番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト電算 コード
セルトラリン錠25mg「サワイ」	124575201	1179046F1010	622457501
セルトラリン錠50mg「サワイ」	124576901	1179046F2016	622457601
セルトラリン錠100mg「サワイ」	124977401	1179046F3012	622497701

本剤は診療報酬上の後発医薬品である。

XI. 文献

- 1)JAPAN DRUGS編集委員会編, JAPAN DRUGS 日本医薬品総覧, 2008~2009年版, メディカルレビュー社, 2008, p. 984-986.
- 2)平田純生他編,透析患者への投薬ガイドブック 慢性腎臓病(CKD)の薬物治療,改訂3版, じほう,2017,p.294-295.
- 3)沢井製薬(株) 社内資料[加速試験]セルトラリン錠25mg「サワイ」
- 4)沢井製薬(株) 社内資料[無包装下の安定性試験]セルトラリン錠25mg「サワイ」
- 5)沢井製薬(株) 社内資料[加速試験]セルトラリン錠50mg「サワイ」
- 6)沢井製薬(株) 社内資料[無包装下の安定性試験]セルトラリン錠50mg「サワイ」
- 7)沢井製薬(株) 社内資料[加速試験]セルトラリン錠100mg「サワイ」
- 8)沢井製薬(株) 社内資料[無包装下の安定性試験]セルトラリン錠100mg「サワイ」
- 9)沢井製薬(株) 社内資料[分割後の安定性試験]セルトラリン錠100mg「サワイ」
- 10) 沢井製薬(株) 社内資料[溶出試験]セルトラリン錠25mg「サワイ」
- 11) 沢井製薬(株) 社内資料[溶出試験]セルトラリン錠50mg「サワイ」
- 12) 沢井製薬(株) 社内資料[溶出試験]セルトラリン錠100mg「サワイ」
- 13) 高折修二他監訳, グッドマン・ギルマン薬理書, 第12版, 廣川書店, 2013, p. 504-506.
- 14) 松木俊二他, 新薬と臨牀, 64(10), 1119(2015).
- 15) 沢井製薬(株) 社内資料[生物学的同等性試験]セルトラリン錠50mg「サワイ」
- 16) 松木俊二他, 診療と新薬, 53(4), 309(2016).
- 17) 沢井製薬(株) 社内資料[生物学的同等性試験]セルトラリン錠100mg「サワイ」
- 18) USP DI: Vol. 1, Drug Information for the Health Care Professional, 27th ed., 2007, p. 2600-2606.

XII.参考資料
1. 主な外国での発売状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 海外における臨床支援情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
XⅢ. 備考
その他の関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・